

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和6年8月22日（木曜日）10時00分～10時52分
場 所 議員控室
出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、舟見委員、村上委員
宮崎社会教育課長、近藤体育振興係主査、葛西学校管理課長、
佐々木学校管理課主幹、鈴木健康支援課長、土清水保健係長
オブザーバー 小寺議員、工藤議員、金木議員、逢坂議員、佐藤議員
事務局 渡辺局長、嶋元係長

阿部委員長

それでは、時間となりましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の議題は2件ありまして、まず1つ目の部活動の地域移行について調査したいと思います。

それでは、担当課の教育委員会、社会教育課、説明をいただきまして、その後質疑のほうに入りたいと思いますので、まずは説明のほうをよろしく願いいたします。

1 部活動の地域移行について

担当課説明

説明員 宮崎社会教育課長

宮崎社会教育課長 10:00～10:11

皆さん、おはようございます。本日は、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。早速ではありますけれども、部活動の地域移行についてということで、お手元の資料に沿ってこれまでの経過ですとか現状、それから今後の対応につきまして座って説明をさせていただきます。

まず、A4、2枚物の資料のほうの説明をさせていただきます。まず、1の経過、(1)の部活動を取り巻く状況でございますけれども、学校部活動につきましてはスポーツや文化・芸術に興味ですとか関心のある生徒が自主的に参加しまして、それぞれの部活動の責任者の指導の下で学校教育の一環ということで行われてきましたけれども、特に近年では運営が厳しくなっているというような状況でございます。主な要因としまして、

①ということで少子化の進展による生徒の減少、これに伴いまして教員も減少しまして、従前と同様の体制で学校部活動を運営していくことが困難となっているということが1つ。それから、②としまして、学校においても働き方改革というのが進みまして、その中でこれまで教員が取り組んでまいりました状況というのを維持していくことがより厳しくなっているということでございます。それで、1つの例としましては、記載しておりますけれども、教員が専門性や意思にかかわらず、顧問を務めているというようなことも事例として挙げられているところでございます。

このような状況を踏まえまして、(2)の地域への移行についてということですが、国のほうでは平成30年に部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというのを策定しております。以降、次の計画等で部活動の地域移行について取り組んでいくということが示されております。国のほうの部分では、①としまして学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、それから北海道の部分では②ということで令和5年3月に部活動の地域移行に関する推進計画というものを策定しております。

この計画の内容につきまして、簡単ではございますけれども、別途お配りしている資料に沿って説明をしたいというふうに思いますので、こちらを御覧いただきたいというふうに思います。まず、1ページをお開き願います。部活動の意義ということで記載をされておりますけれども、部活動が生徒の育成にこれまで大きな役割を果たしてきたということや、一方で様々な観点から部活動の意義ですとか価値などについて意見があったこと、それから今後においても継承、発展していくことについて重要性があるということなどが記載をされています。

次に、2ページ以降になりますけれども、北海道における部活動を取り巻く状況、これのほか、次のページ以降については道民の意識調査、それからそのページ以降では部活動の移行に関するアンケート調査、これらの調査結果について記載をされております。

次に、飛びまして11ページをお開き願います。部活動の地域移行の目的ということで、部活動の地域移行につきましては生徒の望ましい成長のために地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備によりまして、地域の実情に応じてスポーツあるいは文化、芸術活動の最適化を図りまして、体験格差を解消するということを目指すということで記載をされているところでございます。

次に、13ページ以降でありますけれども、13ページには国の動向、それから15ページからは北海道における方向性ですとか道教委の取組とスケジュールが記載されています。

それから、20ページ、お開き願います。市町村の取組と実施イメージについて示されておりまして、市町村の取組としましては、まず総論では地域における新たなスポーツ・

文化芸術等に親しむ環境の在り方ということで、さらに3つの事項が示されております。1つ目には、生徒や地域の状況に応じた機会の確保、それから2つ目には地域クラブ活動と学校の連携と。それから、3つ目としまして、これは21ページになりますけれども、休日の部活動の地域移行ということでございます。この点につきましては、当面当町としましても重点的に取り組んでいきたいというふうに考えておりました、公立中学校を対象としまして、まずは休日の部活動から段階的に地域に移行することを基本としまして、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については可能な限り早期の実現を目指す必要があるということで考えているところでございます。

このほか、22ページ以降、29ページにおいても市町村の取組ということで記載されているところでございますけれども、これらにつきましては都度必要に応じて検討等を行っていききたいというふうに考えております。

それでは、初めに説明しました2枚物の資料に戻っていただきまして、2の当町における現状でございますけれども、既に一部の部活動につきましては地域に移行しているところでございます。ただ、地域に移行していない部活動につきましては、先ほど説明しました国ですとか道が示すガイドライン等に従いまして今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。まずは、(1)に記載されています地域に移行していない種目、バレー以下、数種目でございますけれども、これらにつきましては、それぞれの団体と今後協議等を行いまして、地域への移行へ向けて課題を洗い出しながら解決策を検討していきたいというふうに考えております。次のページに行きまして、(2)、と(3)につきましては先ほど申し上げましたとおり、既に一部ですとか全部が地域に移行している種目でございますので、御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、3の今後の対応ということでございますけれども、今後においても学校管理課と連携しまして取組を進めていきたいというふうに考えておりました、先ほど説明のとおり、まずは地域に移行していない種目につきましては、土曜、日曜のみでも地域に移行できるように関係団体との協議等を通じまして、練習場所ですとか指導者の確保等も含め、都度必要に応じて検討を行っていききたいというふうに考えております。いずれにしても、簡単に解決できない部分もあるかと思っておりますけれども、まずはできるところから少しずつでも前に進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

阿部委員長

それでは、質疑のほうに入りたいと思います。質問、答弁の際は挙手にてお願いをい

たします。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:11～10:33

磯野副委員長 今の説明で、あらあら理解はするのですがけれども、かなり資料のほうボリュームが多いので、なかなか全部は読み切れないのですがけれども、私が一番率直に感じるのは今回というか、国のほうなり道のほうが進めている点、やっぱり一には教員の業務負担の軽減があるのだらうと思う。そこがメインだと思って、それにいろいろといろんなものを付け足して、地域のあれだとか子供たちの教育だとかって付け足しているのではないかと。でも、一番の問題はそこなのでしょう。そういう理解でいいですか。教師の業務負担軽減という。

宮崎課長 確かに委員おっしゃるとおりの部分もありますし、先ほど申し上げましたように、まず少子化が進んでいって教員も減っているというところで、なかなか部活動というのが維持が難しくなっているというところが背景としてある。確かに委員おっしゃるとおり、教員の負担軽減というのも当然あるという、主な要因としてあるというふうに思っていますので、その辺は私どもも理解しながら今後進めていきたいというふうに思っています。

磯野副委員長 羽幌町としては、移行していない部分、している部分があるのですがけれども、これは国や道で言っているものとやはり、一番やっぱり懸念するのはこういう過疎地というか、地方の自治体の場合は、やはり一番はそういう団体だとか人の確保というのがかなり難しいのだらうと思っているのです。その辺は、担当課としては、これから移行していない部活動を進めていきたいと言うのですがけれども、何らかのこのぐらいの間のスパンだとか、めどというのはあるのですか。

宮崎課長 国ですとか道のほうで示している部分としましては、一応令和7年度までの期間を重点的に取り組んでいくということが示されておりますので、まずはここを1つの目安としまして考えていって、今後個別に団体と話を進める中で少しでも、今おっしゃられたような人の確保というと

ころが特に重要かなと思っていますので、少しでも糸口を見つけて可能性を探っていききたいなというふうに考えています。

磯野副委員長 国のほうから、道のほうから言われると、確かにそこまで進めていかなければならないのでしょうかけれども、なかなか現実としては難しいかなという物すごく強い思いがあります。

ちょっと具体的な話を聞きたいのですけれども、例えば今現状でもこういう移行している部分もあるのですけれども、そういう例えばある特定の指導者とかにお願いするだとかなんとかといった場合は、その人というのは要するに身分はどうなるのか。それから、この活動はいわゆる学校活動として地域に移行してもあくまでも学校教育活動なのですか。

宮崎課長 指導者の取扱いといいますか、そういう部分かなと思うのですけれども、そこにつきましてはまた今後ちょっと各団体と協議をする中で、そういう指導者がいらっしゃるということであれば、既存の団体が1つの枠組みとなって移行していくという方法もあるでしょうし、あとその辺の細かいところは今後の話を聞きながらちょっと進んでいくところかなというふうに今のところは思っています、今の時点でこうです、ああですと決定した部分というのは言いにくいところがあるのかなと思っています。

それと、今後学校活動という部分につきましては、地域に移行したという場合には学校活動という枠からは外れた形になるのかなというふうに私どもは理解しています。

磯野副委員長 今の話でちょっと懸念するのは、あくまでも懸念ですからね。聞いてください。例えば本当に民間になってしまったときに、その人が別にいわゆる学校の教員でもなければ、学校としての職員でもないということになると、例えば学校なり役場なりというのは、いわゆる内部でこれは守りなさいよというのは全部あるはずなのです。でも、その人たち、そこから外れてしまうと、一番懸念しているのはやっぱりそういうところで本当に生徒たちの、学校から全く離れてしまったときに、何の制限もない人が教えるのかという、そういう心配がすごくあるのです。いわゆる安全性だとか、安心だとか。例えば役場であれば、学校であれば生徒の

プライバシーって守らなければならないし、情報管理もしなければならないけれども、それが全く学校管理から外れてしまうと、そういうのがダダ漏れになってしまうのではないかという懸念もする。それから、例えばさっき学校から外れるなんて、けがしたときはどこで持つのだという懸念もあるのですけれども、その辺は全くまだ詰めていないというふうに理解すれば。

宮崎課長 今のところ、万が一のときの保険だとか、そういう補償の部分というのは、今国のガイドラインの中でも触れておりまして、今は手持ちの詳細がちょっと今ないので、お答えはできないのですけれども、そういったこともそうですし、あと委員のほうでおっしゃられた安全、安心の確保という部分、それからルールの遵守というのもあると思いますので、そういう部分につきましては今後いずれ課題として、そしてクリアすべき問題なのかなというふうに思っていますので、その詳細につきましては都度ちょっと拾い上げて協議をしていきたいなというふうに思っています。

平山委員 今の磯野委員とのやり取りで思ったのですが、今こうやって資料も出されましたけれども、ちょっと一言言わせてほしいのですけれども、これだけの膨大な資料で、やっぱり重要な、大切な案件だと思うのですが、本当はもう少し、今日でなくて何日か前に本当は配付していただければ、聞く部分でもまたできたかなと思うのです。やっぱり磯野委員が今おっしゃったように学校活動から離れる、その部分での安全、安心とか、その指導者の部分とか今聞いても担当課としては具体的に答えられませんよね。やっぱりいろんなことを聞きたいのです。ですから、今聞いて、とにかくこれから、これからということで答弁をもらってもちょっと私としては納得いかないのね。ただ、今は究極、当町で地域に移行している部分の部活動がありますけれども、この中においてやはり指導者がいると思います。その中で、今どういう決めごとをしているのか、そういうこともちょっとお知らせしてほしい部分ありますし、そういうものも何も説明のない中で、こちらとして質問するのちょっとできかねると思うのです。その辺はどうでしょう。

宮崎課長 確かに委員おっしゃるとおり、今回この件については初めてということもございまして、なかなか資料もどういう形が一番いいのかなというのもちょうと私どもも考えながら、準備期間ですとか、そういうところも十分必要だったのかなとは思っています。ただ、1回目のまず真っさらなところからの説明ということですので、今日のところはちょうとこういうやり取りになってしまいますけれども、また今後必要に応じて進捗状況ですとかがありましたら、必要に応じてご相談なり、ご報告なり今後していきたいというふうに思っていますので、まずは今日のところはご理解をいただきたいと思います。

平山委員 私が言っているのは、確かに今地域に移行している部活動あります。その中では、もうやはり指導者がおりますので、先ほど言ったように何か起きたとき、事故が起きたとき、そのときの対応をどうするのか、その辺だけでもきっちり決めてと言ったらおかしいのですけれども、そういうものをきちんとお示ししていただきたいなと思います。その辺、よろしく願いいたします。

阿部委員長 ほかございせんか。(なし。の声) 資料のほうも今手元にありますけれども、かなり多くの量ということで、読み込む時間もあるのかなとも思いますので、私のほうからちょうと質問したいのですけれども、2の当町における現状ということで、地域に移行していない部活動が6つありますけれども、これについてはどうして移行できていないのか。民間の指導者がいないのか、それとも競技によっては学校のほうでそういった指導者、教員も専門的な指導者がいるから、まずはこちらのほうでということなのか、まずその辺を教えていただきたいと思います。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、中によっては、種目によっては学校のほうで指導されているというところがありますし、一方では既存の民間の方で指導してくださるような方がいないというケースが両面あるのかなというふうに思っています。それで、今後個別に各団体と協議をしまして、先ほど申し上げましたように今後可能性を探っていききたいというふうに思っていますので、よろしく願いします。

阿部委員長 次に、(2)の地域に一部移行しているものということで、中体連のみ学校で対応など書いていますけれども、本来でしたら練習のときに教えてもらっている指導者に大きな大会等についていって、その場でアドバイスをいただけたほうが選手といいですか、生徒にとってもいいのですけれども、これについては中体連に引率するその指導者、指導者って顧問の先生ですよね。が専門的なのがなく、果たしてどうなのかなど。その辺、中体連のみ学校で対応ということなので、ふだん教えている方というのがその大会、働いていますので、中体連とかだと平日の日中、管内でしたらいろんなところで開催されます。その辺があるから、中体連のみ学校で対応しているのかどうなのかお聞きしたいと思います。

宮崎課長 主に今委員長おっしゃられた部分かなと思います。確かに日中、やっぱり仕事をされている指導者、ほとんどだというふうに思いますので、現実中体連は平日にあるということがあるので、どうしても難しいという、そのような背景があるのかなというふうに思っています。以上です。

阿部委員長 あと、(3)の地域に移行しているものということで4つ、この4種目については結構早い段階からそういった動きもあったのかなど。特にバスケ、空手、ダンスなんかは民間の指導者が結構力を入れてやっていた部分もありますし、野球についても去年ぐらいからでしたかね。たしか少年団と、フェニックスミドルでしたっけ。たしかそういった感じで、今年も全道大会のほう出ていますけれども、1つ気になるのが指導する方に対しての報酬といいですか、そういった遠征するに当たっても部活動の枠から外れてしまって、活動費として使えるものなのか。例えば仕事を休んで行くときの謝礼とか、そういった部分というのは羽幌町においてはどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

宮崎課長 ただいま委員長からおっしゃられた部分につきましては、私も現状課題として持っていますし、全て移行している団体の事情についても同時進行、あるいはちょっと後々になるかもしれませんが、いろいろと話を聞いていって今おっしゃられたような部分の確認、それと課題を洗い出して整理して、必要に応じては今後対処していく必要があるのかなという面もあると思っています。

阿部委員長 ぜひその辺もある程度は人、指導者を確保する上で重要な部分になると。活動費とか遠征費だとかという形になると思いますので、ぜひ今後の課題として対応していただきたいと思います。

3点目の今後の対応ということで、まずは地域に移行しない部活動についても土日でしたら指導者のほうも時間が取れる方もいると思いますし、個人競技だったら小学生も中学生も高校生も一緒に出られるような大会は一緒に行って、その場でアドバイスすることもできると思いますけれども、やっぱり土日だけではなくて、練習は平日ですので、時間的な部分でいきますと小学生、個人競技だったら少年団と一緒に同じような場所で練習できますけれども、団体競技になったときに、例えば野球だったらボールの大きさが違って一緒にできないとか、そういったこともあります。その辺は、どうしても時間的な部分で、結構遅い時間まで練習しているなとも思うのですけれども、その辺は例えば保護者のほうから何か苦情があったり、心配ごとがあったりとか、そういった問合せ等であったり、あと指導者も今度は長時間拘束されてしまうので、負担も今度増えてくるのかなと思いますけれども、その辺はどういった話であるのか。

宮崎課長 ただいまの委員長からの件については、時間的に遅くなるというのも1つあると思っています。それと、保護者からの要望という部分では、今のところ私のほうでは特に受けているような部分はありません。ただ、拘束されるという、指導者が時間的に拘束される、子供たちもそうかもしれないかもしれませんけれども、そういうところは先ほども申し上げたように今後個別にちょっと協議をする中といいますか、話しする中で拾い上げていく必要があるのかなというふうに思っています。また、必要に応じてクリアできるような方策を考えていきたいなと、いければなというふうに思っています。

阿部委員長 分かりました。
あと、総合的な窓口となる組織の設置等ということで、スポーツ関係で体育協会、今はスポーツ協会でしたか、名前のほうは。本来であれば、そういったところが窓口となって、いろいろなコーディネートをしていただければ一番いいのかなとも思いますけれども、その辺の各団体であ

ったり、その団体をまとめているスポーツ協会とか、そういったところとの話合いというのは今までされてきたのか、今後どうしていくのかお聞きしたいと思います。

宮崎課長

ただいまの件につきましては、今年度に入りましてからも関係機関と検討会議という形で開いておりまして、その中に今おっしゃられていたスポーツ協会さんも入った中で開いている状況です。その中では、現状としてはなかなか人的な要素ですとかもろもろあって、非常にちょっと難しい部分もあるというような意見もいただいております。ただ、今後いろいろと関係先と協議を進めていく中で、例えば各団体が、既存の団体が受け口になるということであれば、そのようになるかもしれませんし、そうでなかったとすれば、ただいま議案の中でも示しているように総合的な受け皿が必要なのかという話にもなっていくのかと思います。これは、ちょっと今のところ流動的な要素があるのかなというふうに思っています、今後少しずつ詰めていきたいというふうに思います。

阿部委員長

あと、もう一点だけなのですけれども、先ほど磯野副委員長、平山委員のほうからもありましたように学校活動の枠から、部活動としての枠から外れるということで、部活動も学校教育の一環だと思いますけれども、どうしても一般、民間の方が指導者に、専門的な知識を持っている方が指導者になることによって、団体競技にしても個人競技にしても競技力そのものは上がっていくかと思っておりますけれども、先ほどからも話がありましたけれども、教育といった部分から外れてしまって、本来の部活動の中で学ぶことができる部分というものがどうしてもなくなってしまうであつたり、また競技力に差が、個々の競技力に差があることによって、例えばスポーツなり、文化系のものなり、続けるのがちょっと困難というか、ちょっと自信がないなという子も出てきてしまうかなとも思いますけれども、その辺どうしても専門的な部分でいくと本当にながちりとした指導、練習の中で、そういった教育の部分から外れてしまうところで本来の学ぶべきところが学べなくなってしまうのかなという不安もあるのですけれども、その辺というのも教育委員会のほうとしてはどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

宮崎課長 現状では、まだ話を聞いているところが不足しているところもありまして、特にどうだというような意見が述べられないような状況にあります。確かにそういう委員長おっしゃるようなことも今後懸念される部分もあるかもしれませんが、その辺は今後把握して行って、何かいい方法があれば、そういったところを考えていきたいなというふうに思っています。

阿部委員長 分かりました。私のほうからは、取りあえずは以上で、今回も資料を見たり、今のやり取りを聞いて気になる点があれば、また再度質問していただきたいと思えますけれども。

磯野副委員長 このことに関しては、私は大変結構だと思うのですが、要するにまちづくりだとか、地域づくり、子供づくりという、子育てということを見ると、こういうところに民間の人たちと一緒に子供を育ていくということは大賛成なのですが、ただややもするとちょっと懸念するのは、例えばそれが田舎ですから、なかなか人材がいない。だけれども、やっぱり地域に移行ということが大前提で進んでしまうと、何が何でも誰か探してきて、お願いします、頼みますと頭を下げた。そうすると、よくあるケースとしては何かトラブルがあったときに、いや、俺なんかやりたくなかったのに、役場からこうやって頼まれたのだから、仕方なくやっているのだぞなんていう理屈がいろんなケースで今まで私も何度もそういうのは遭遇しているので、その辺はあまり何が何でも移行するということにとらわれなくて、やはりそういう適材適所の人がいればじっくり話し合っ、地域のお母さんたちとも話し合っ、こういう形で行くのだということくれぐれも細かく時間をかけてもいいから詰めて行ってほしいというお願いなのですけれども。

宮崎課長 ただいまの件、確かにおっしゃるとおりかなと思います。おっしゃられたように、保護者の意見等も場合によっては聞きながらというのが必要なのかなというふうに思っていますので、地域移行が何が何でもというご意見も今後ちょっと進めていく中では、無理にというところはもしかしたらできないところもあるかもしれません。いずれにしても、少しずつでも私ども前に進められるように努力はしていきたいなと思えますの

で、その辺は心に置きながら進めていきたいなと思います。

阿部委員長　ほかございませんか。ないですか。よろしいですか。(なし。の声) ないようですので、それではまず1つ目の部活動の地域移行についてはこれで終了したいと思いますので、教育委員会、どうもありがとうございました。

それでは、続いて2点目の新型コロナワクチン接種費用等について調査したいと思いますので、担当課より説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 新型コロナウイルスワクチン接種費用等について

説明員　鈴木健康支援課長、土清水保健係長

鈴木健康支援課長　10:37～10:37

今、委員長のほうからございましたとおり、新型コロナワクチンの接種費用について、国のほうからもろもろ示されまして、ご存じのとおり2類から5類に変更になったということで、定期接種のほうに移行するというような状況の中での部分が示された関係で、羽幌町としてどうするかということを検討しまして費用負担等を決めましたので、9月議会のほうにその分の予算等を計上したいというところで、今日急遽ですけれども、ご説明をする機会をつくっていただきました。ありがとうございます。

それでは、詳細について、資料に基づいて担当係長のほうから説明させていただきます。

土清水保健係長　10:38～10:42

健康支援課保健係の土清水です。よろしく申し上げます。それでは、新型コロナワクチン接種費用等につきまして、委員の皆様にご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

お配りしております資料に沿いまして、3点に分けて説明いたします。1つ目が令和6年度新型コロナワクチンの概要について、2つ目に新型コロナワクチンの費用負担について、最後に羽幌町の接種費用についてとなります。

次のページから右下にページ数を記載しておりますので、1ページ目をお願いいたします。1つ目の令和6年度新型コロナワクチンの概要についてであります。概要につき

ましては新型コロナワクチンが令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置づけになるため、これまで特例臨時接種として国がワクチンの確保ですとか、あとは配送指示などを行うなど特別な供給体制を整備して接種対応を実施してきましたが、定期接種に移行する場合の安定供給ですとか流通、あと自治体や医療機関におけるワクチンの調達に懸念が残るとされているため、これまでの特別な供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置としまして、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業というものが実施されます。

対象の期間と経費につきましては、本事業実施の決定通知がなされた日、現状は10月1日以降というふうに言われておりますが、今年度に市町村が実施する新型コロナウイルスに係る定期の予防接種につきまして、接種1回当たり8,300円が国から助成されるというふうになっております。

対象者であります。定期接種のB類というものに分類されまして、これはインフルエンザ、あと肺炎球菌と同様な扱いとなります。65歳以上の方が対象となりまして、個人予防に重点を置き、本人に努力義務というものはありません。なお、60から64歳までの方で一定の基礎疾患を有する方も対象というふうになりますけれども、こちらは免疫機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方ということになりますので、限られた方になると思われま。

次に、2ページ目、お願いいたします。2つ目の新型コロナワクチンの費用負担についてであります。昨年度までは全額国費、無料で実施しておりましたが、今年度からの定期接種化に移行した際の被接種者に費用負担が生じるということになります。令和6年度の定期接種における標準的な接種費用というのが表のとおり7,000円と積算されておりまして、低所得者世帯に関しましては無料とするために総接種費用の3割が普通交付税措置されます。この自己負担額につきましては、接種費用7,000円を標準として各自治体において検討してくださいということで国から通知がありました。

次に、3ページ目ということで、羽幌町の接種費用についてであります。羽幌町民の接種費用につきましては定期接種費用の自己負担額を3,000円というふうにしたいと考えております。そして、ワクチン接種費用につきましては1人につき1万5,300円、内訳ですが、国の助成が先ほど言いました8,300円、羽幌町で4,000円を負担しまして、残額の3,000円を接種者負担という積算にしております。これまでの接種実績から、約1,000人が接種するのではないかと。そこまで行かないかもしれないのですけれども、予算上1,000人が接種する見込みというふうに試算しまして、9月定例会で補正予算を計上させていただきたいと思っております。

そして、管内ほかの市町村の動きであります。確定ではないのですが、聞き取りし

たところ、そこそこの自治体で人口規模ですとか、まちまちではあるのですが、定期接種の自己負担を2,000円から3,500円というふうにする考えだということで聞いております。任意接種、いわゆる65歳以下の方で打ちたいという方に対しましては、基本的には助成しないという考えで現在は進んでいるということです。

新型コロナワクチンの自己負担3,000円とした根拠であります。同じ定期接種B類の高齢者肺炎球菌の自己負担額も同じく3,000円、あとインフルエンザは1,000円としておりますが、こちらの1,000円なのですが、町負担が約3,000円負担しております。それを1,400人打っているという実績もありますので、当町の財政状況ですとか、あとほか市町村の動向を鑑みまして理事者と協議を重ねた結果、自己負担額を3,000円とするとしたことでもあります。

最後に、今後のスケジュールであります。来週に道立羽幌病院と打合せ会議を開催しまして、接種方法ですとか会場、そしてこれまで加藤病院に担っていただいていた同時期に行われますインフルエンザの予防接種もありますので、そちらも含めて協議しまして、島民への接種方法も併せて方向性が固まり次第、町民へ周知したいと考えております。

以上、新型コロナワクチン接種費用につきましての説明となります。

阿部委員長

それでは、質疑のほうに入りたいと思います。質問、答弁の際は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:43～10:52

磯野副委員長 今の説明の中で、65歳以上の方は定期ということで、自己負担で羽幌は3,000円、それ以外は3ページの下の表で任意自己負担、助成なしとなっている。これに該当した場合は、助成なしだから1万5,300円という関係なのですか。

土清水係長 国からの助成は、接種に関しては8,300円が入りますので、病院の考え方もあると思いますが、大体7,000円になると思います。

磯野副委員長 それと、もう一点、今はワクチンの話ですけれども、ちょっとコロナの話で町民から聞いた話なのですけれども、コロナにかかりました、病院

へ行きました。5類ですから、普通に解熱剤だとか咳止めだとかをもらうのですけれども、その際コロナの薬ありますよって。ただし、保険はききませんよって。1万5,000円から2万円ですよと言われるのだですよ。こういうのって町として、今は結構、報告はないですけども、そういう患者に対して町としてはそういう助成だとかということは全く考えていないのですか。

鈴木課長 現状は、やはり例えば薬価とかが落ち着くまでは、やっぱり多分そういう状況は続くのではないかという認識でおりますので、現状ではそこまでの部分については考えていないというところです。

磯野副委員長 その辺のところ、年寄りの方でやっぱり重症、症状もお年寄りだと重い。やっぱり一日でも早く治したいと思えば、やっぱり薬という、病院からも勧められるのだそうです、薬どうですか。だけれども、保険ききませんよと言われて、その金額を示されたら、断るしかないのですよね。だから、薬価の部分は分かりました。だけれども、そういう部分に関して、例えば独自で町として、では町民に対してその部分の半分だとかという、そういう検討というのは全くされないのですか。

鈴木課長 正直申し上げまして、行政としては、例えばコロナの治療薬が高いとかというところで、保険外だということ、助成をするということになると、ではほかはどうするのだという話になりかねませんので、なかなかちょっと手出しが難しい問題ではあると思っています。ただ、今さっき薬価と言いましたけれども、やっぱり新しい薬ですので、現状は高いというところだと思いますし、保険適用されてくると当然保険の部分で落ちると思いますし、ちょっとそういうようなもろもろの動向を見たいというふうに思います。

阿部委員長 すみません。本日は、コロナワクチン接種の部分で議題としておりますので、あまりこれ以上外れてしまうとあれですので。

磯野副委員長 最後に。そういうコロナワクチンをやっぱりこうやって進めて、補助まで進めていくということを鑑みて、やはり発病した人にもそういった薬

も必要でないかなというのが私の考えだったので、その旨だけ伝えておきます。

平山委員 この費用負担について、理解しました。それで、今度はこれ定期接種になるわけですが、これは年1回とか、大体時期的なものは決まっているの。

土清水係長 秋、冬に1回というふうに決まっております。

平山委員 では、接種場所は医療機関。

土清水係長 これも来週、道立病院と打合せするのですが、今のところ道立病院の考えとしては、医療機関の中でとはちょっと考えているようなのです。

平山委員 医療機関、道立ということになりますよね。その辺なのだけれども、そうするとまた町の負担になるか、仕事。前みたいに、どこか1か所で何日、何日、何日にしますよと。そんなふうにはならないのかしらね。

土清水係長 一応そちらの提案ももちろんしますが、私どもというよりもやはり打っていただく先生方と看護師さんの意見を尊重したいというふうに思いますので、そこはちょっとご理解いただくことが出てくるかもしれないです。まだ確定していないので、何とも言えないのですが。

平山委員 もう一つ。そうしたら、これはこのワクチン、どこで打ってもいいということ、羽幌町内で打たなければ駄目ということ。

土清水係長 現状ほかのワクチンも、インフルエンザもそうなのですが、町内で接種した場合ということになりますので、それこそ契約とかも費用の契約、委託契約もありますので、町内で打った方のみ適用になるということになると思います。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) 私から、羽幌町のあれではないのですけれども、3番目のやつです。接種費用が任意自己負担額、助成なしで、1つ、特例ありというのがありますけれども、どういった、特例というところのぐらいなのか。

土清水係長 天塩の場合、現在考えているのが59歳以下の内部疾患等で身障手帳1級相当の方のみ助成の予定というふうにする予定のようです。

阿部委員長 分かりました。最初のほうの説明の中では、加藤病院がなくなって、道立病院のほうでインフルエンザの予防接種も含めてやっていくということで、かなり病院側の負担もあるのかなとも思いますけれども、このコロナワクチン、あとインフルエンザの予防接種、かなりある程度の期間もかけながらでないと難しいのかなとも思いますけれども、そういった話とか、どういうことが聞けるのか、お聞きしたいと思います。

鈴木課長 先ほどから係長のほうから言っていますとおり、平山委員おっしゃったように大きい会場でどんとやると時間的には短くて済むのですけれども、やはり医療従事者の方々が出てきてという、時間がかかってということのほうは今どうやら病院としてはちょっと厳しいというような側面もあるというふうに聞いていますので、それで院内でというような、これは今のところ、まだ決定ではないですけれども、院内で何とかというようなところで現状は進んでいるというような形になります。なので、期間的にもそういう意味では集団で1回、2回とかという回数で済めばいいのですけれども、やはり打っていただく方々の部分を最終的には尊重してというような形になるのかなというふうには思っています。

阿部委員長 病院側とも協議を重ねた結果、こういった形で進めていくと思いますので、また今後も病院のほうとも協議を進めていただきながら進めていただきたいと思います。

ほかございませんか。ないですか。(なし。の声) なければ、終わりたいと思います。

それでは、新型コロナワクチン接種費用等について終了したいと思います。お疲れさまでした。